

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月は、政府指針等(反社会的勢力による被害を防止するための指針)を解説します。

◎ 備えていますか？

企業では、暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として

【暴力団等反社会的勢力とは取引しない】【取引開始後反社会勢力と判明した場合、解約する】などの内容が盛り込まれた【暴力団排除条項を契約書や約款等に導入する】など平素からの準備が重要です。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

◎ 政府指針等

1 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針

(1) 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合せとして

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

が取りまとめられております。同指針では

○ 組織としての対応

- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

という5つの基本原則を示し、反社会的勢力による被害を防止するための基本理念や具体的な対応を明示しています。

犯罪対策閣僚会議下に設置された「暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム」において、企業活動からの暴力団排除について政府が今後取り組むべき施策が検討され、第16回犯罪対策閣僚会議(平成22年12月開催)において政府として

- ① 関係業界に対する指針の更なる普及啓発
- ② 暴力団排除意識の高い企業に対する評価方策の検討
- ③ 公共事業等の契約の相手方企業やその下請け企業等に対する指針に基づく取組の啓発
- ④ 業種ごとの標準契約約款における暴力団排除条項のモデル作成の支援
- ⑤ 経済団体及び関係業界団体との連携強化
- ⑥ 業の主体からの暴力団の排除

を推進することが報告されています。

(2) 内部統制システムと反社会的勢力による被害防止

反社会勢力による被害の防止は、業務の適性を確保するために会社が営む事業の規模、特性等に
応じた法令等の遵守・リスク管理事項として、内部統制システムを明らかにしておくことが重要です。

※ 発生してから備えるのではなく、あらかじめ備えて防止対策を講じておくことが重要です。